

東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則

東大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年東大阪市規則第45号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、**東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例(平成5年東大阪市条例第3号。以下「条例」という。)**の施行について必要な事項を定め、併せて廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項及び第6項の許可に関する手続きその他必要な事項について定めるものとする。

(一般廃棄物処理の申込み)

第2条 土地又は建物の占有者が新たにごみの処理を受けようとするときは、あらかじめ、一般廃棄物(ごみ)処理申込書(様式第1)により市長に申し込まなければならない。

2 土地又は建物の占有者が新たにし尿の処理を受けようとするときは、一般廃棄物(し尿)処理申込書(様式第2)により、市長に申し込まなければならない。世帯の人員に変更が生じたとき、又はし尿の処理を受けることを停止しようとするときも同様とする。

(特定事業者)

第2条の2 条例第11条第1項に規定する特定事業者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 1,000平方メートル以上の店舗面積(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積をいう。)を有する店舗をもって小売業を営む者
- (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院のうち患者200人以上の収容施設を有するものを開設している者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第50条に規定する高等学校、同法第83条に規定する大学及び同法第108条第2項に規定する短期大学を設置している者
- (4) 3,000平方メートル以上の延べ面積を有する興行場、遊技場、集会場若しくは旅館においてそれぞれこれらの営業を行う者又は3,000平方メートル以上の延べ面積を有する事務所において業務を行う者

(廃棄物管理責任者の届出)

第2条の3 条例第11条第2項に規定する廃棄物管理責任者の届出は、廃棄物管理責任者選任届(様式第2の2)により市長に届け出なければならない。

(一般廃棄物減量計画書の届出)

第2条の4 条例第11条第3項に規定する事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画の届出は、一般廃棄物減量計画書(様式第2の3)によりこれを作成し、市長に届け出なければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所を設置しなければならない事業者)

第2条の5 条例第21条第2項に規定する規則で定める事業者は、敷地面積が1,000平方メートル以上である事業所において事業を行う者とする。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

第2条の6 条例第21条第2項に規定する事業系一般廃棄物保管場所は、次の各号に掲げるところに従い設置しなければならない。

- (1) 一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が安全かつ容易にできること。
- (3) 一般廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し、悪臭が発散し、並びに雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(一般廃棄物保管場所を設置しなければならない建築者)

第2条の7 条例第22条第2項に規定する規則で定める建築者は、住宅の戸数が30戸以上である共同住宅を建築しようとする者とする。

(建築物の一般廃棄物保管場所の設置基準)

第2条の8 条例第22条第2項に規定する一般廃棄物の保管場所は、次の各号に掲げるところに従い設置しなければならない。

- (1) 共同住宅の区分に応じ必要な面積を確保すること。
- (2) 当該建築物が住宅と併せて住宅以外の用にも供されるものであるときは、住宅から排出される一般廃棄物とその他の廃棄物を区分して保管できるものであること。
- (3) 一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が安全かつ容易にできること。
- (4) 一般廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し、悪臭が発散し、並びに雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (5) ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

2 市長は、前項各号に掲げる基準について、その具体的細目を別に定めるものとする。

(許可の申請)

第3条 法第7条第1項の許可又は同条第2項の許可の更新を受けようとする者は一般廃棄物収集運搬業(許可・許可更新)申請書(様式第3)を、同条第6項の許可又は同条第7項の許可の更新を受けようとする者は一般廃棄物処分業(許可・許可更新)申請書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

2 法第7条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は同条第6項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、法第7条の2第1項の許可を受けようとするときは、変更許可申請書(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(許可証の交付)

第4条 市長は、法第7条第1項の許可又は同条第2項の許可の更新を行ったときは一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第6)を、同条第6項の許可又は同条第7項の許可の更新を行ったときは一般廃棄物処分業許可証(様式第7)を交付する。

2 前項の規定は、法第7条の2第1項の許可を行った場合に準用する。

3 第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可証及び一般廃棄物処分業許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(条件)

第5条 市長は、法第7条第1項の許可を行うときは次の各号に掲げる条件を、同条第6項の許可を行うときは第1号及び第6号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
- (2) 届け出た車両を変更したときは、速やかに変更手続きを行うこと。
- (3) 一般廃棄物を市長の指定する施設へ搬入するときは、各施設の受入基準を遵守するとともに、施設運営に支障をきたす廃棄物を搬入しないこと。
- (4) 市域外の廃棄物を本市の指定する施設へ搬入しないこと。
- (5) 使用届出車両は、廃棄物、汚水等が飛散したり、悪臭の漏れるおそれのないような構造にすること。
- (6) その他市長が必要と認める条件

(変更事項等の届出)

第6条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、法第7条の2第3項の規定による届出を行おうとするときは、変更事項等届出書(様式第8)を市長に提出しなければならない。

(許可証の再交付)

第7条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証を亡失し、又は識別が困難な程度にき損し、若しくは汚損したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(様式第9)を市長に提出しなければならない。

(事業の停止の通知)

第8条 市長は、法第7条の3の規定により一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者に対し、その事業の停止を命じる場合は業務停止命令書(様式第10)により通知するものとする。

(許可の取消しの通知)

第8条の2 市長は、法第7条の4の規定により一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者に対し、その許可を取り消す場合は許可取消書(様式第11)により通知するものとする。

(許可証の返還)

第9条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証を返還しなければならない。

- (1) 法第7条第2項又は第7項に規定する期間が満了したとき。
- (2) 法第7条の4の規定により許可が取り消されたとき。
- (3) 事業を廃止したとき。

2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、法第7条の3の規定によりその業務の全部の停止を命じられた場合は、当該業務の停止期間が満了するまで一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証を市長に返還しておかななければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める書類を毎月ごとに作成し、翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業者のうちごみの収集又は運搬を行う者 一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務実績報告書(様式第12)
- (2) 一般廃棄物収集運搬業者のうちし尿の収集又は運搬を行う者 一般廃棄物(し尿)収集運搬業務実績報告書(様式第13)

(3) 一般廃棄物処分業者のうちごみの処分を行う者 一般廃棄物(ごみ)処分業務実績報告書(様式第14)

(大型ごみ処理手数料の額)

第10条の2 条例別表の規則で定める額は、同表に規定する大型ごみ(以下「大型ごみ」という。)の幅、奥行及び高さの合計が3メートル以下の場合には400円とし、3メートルを超える場合は800円とする。

(し尿処理手数料の算定方法)

第11条 条例別表に規定する手数料(以下「手数料」という。)のうちし尿の処理に係るもの(以下「し尿処理手数料」という。)は、便槽を常時使用する人員により算定する。

2 2以上の世帯が一の便槽を使用する場合は、世帯数に応じた便槽があるものとみなして、それぞれの世帯についてその属する人員によりし尿処理手数料を算定する。

3 一の世帯が2以上の便槽を使用する場合は、当該世帯に属する人員を各便槽ごとに配分し、配分された人員による各便槽ごとのし尿処理手数料を合算して当該世帯についてのし尿処理手数料を算定する。この場合において、各便槽ごとの人員の配分は、市長が別に定める。

4 常時使用する人員が特定できない便槽に係るし尿処理手数料の算定については、処理を行うし尿の量に従い算定する。

(手数料の加算)

第12条 条例第29条第3項の規定により手数料を加算する割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) し尿処理手数料のうち人員により算定するものについて、水洗い等により使用人員に比べてし尿の収集量が著しく多いと認められる場合 し尿処理手数料の5割相当額

(2) 車両の通行が著しく困難なため、収集用ホースを60メートル以上使用してし尿を収集しなければならない場合 し尿処理手数料の5割相当額

(3) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内において、同法第11条の3第1項に規定する期限を経過した後にし尿を収集する場合(同条第3項ただし書に該当する場合を除く。) し尿処理手数料の5割相当額

(4) 早朝又は夜間でなければ収集できない場合 し尿処理手数料の5割相当額

(5) 降雨により便槽が浸水した場合(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合又はこれに類する場合であつて、市長が認めるときを除く。) し尿処理手数料の5割相当額

(手数料の徴収等)

第12条の2 手数料のうちごみ(事業系一般廃棄物に限る。)の処理に係るものは、その都度徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 手数料のうちごみ(大型ごみに限る。)の処理に係るものは、当該ごみの処理をする時までに徴収する。この場合において、市長は、手数料を徴収したときは、大型ごみ処理券を交付する。

3 大型ごみの処理を受けようとする者は、前項の大型ごみ処理券を排出する大型ごみに貼付しなければならない。

4 手数料のうち動物の死体の処理に係るものは、その都度徴収する。

5 し尿処理手数料は、定期の処理に係るものは2月分を一括して徴収し、臨時的処理に係るものはその都度徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(し尿処理手数料の免除)

第13条 市長は、条例第30条の規定により次の各号のいずれかに該当する場合は、し尿処理手数料を免除することができる。

(1) 災害救助法が適用された場合で、当該災害により被害を受けたとき。

(2) 災害(火災を含む。以下同じ。)により家屋又は家財について受けた損害の額(当該災害を受けたことにより支払われる保険金、損害補償金等により補填されるべき金額を除く。)が、当該災害を受ける前の家屋又は家財の価額の2分の1以上である世帯である場合

(3) 時間雨量が20ミリメートルを超える降雨により便槽に浸水した場合で、当該便槽が市長が別に認定する区域内にあるとき。

(4) 火災による消防活動の放水のため便槽が浸水した場合

2 し尿処理手数料の免除を受けようとする者は、当該免除を受けようとする事由を証明する書類を添付してし尿処理手数料免除申請書(様式第16)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、し尿処理手数料の免除を承認したときは申請者に対してし尿処理手数料免除承認書(様式第17)を、承認しなかったときはし尿処理手数料免除不承認書(様式第18)を交付するものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第14条 条例第32条第1項の東大阪市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員のうちから委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第16条 会長は、特に緊急を要するため審議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合その他やむを得ない事由のある場合は、委員に議案の概要を記載した書面を送付し、又は議案の概要を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を送信した上で賛否その他の意見を徴することにより審議会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席しなければ、開く」とあるのは「書面又は次条第1項に規定する電磁的記録により意見を提出しなければ、成立させる」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「意見を提出した委員」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第17条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第18条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(審議会の運営に関する事項)

第19条 第14条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の東大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて市長に提出されている申請書については、この規則の相当規定に基づいて提出されている申請書とみなす。

3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定に基づいて交付されている許可証その他の書類で、その効力を有するものについては、この規則の相当規定に基づいて交付されている許可証その他の書類とみなす。

附 則(平成5年12月1日規則第58号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年7月31日規則第39号)

この規則は、平成6年8月1日から施行する。

附 則(平成16年11月15日規則第55号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月18日規則第71号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条、第4条、第5条、第8条、第8条の2、第9条及び様式の改正規定は公布の日から、第2条の2の改正規定は平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成25年3月15日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第39号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第13条中東大阪市児童福祉法施行細則第12条第5項の改正規定及び第23条中東大阪市産業施設条例施行規則第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえで、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成28年3月31日規則第58号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例(平成5年東大阪市条例第3号)第32条第4項の規定による委嘱後最初の審議会の会議の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。

附 則(平成29年3月17日規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日規則第2号)

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日規則第28号)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正前の様式第16により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえで、改正後の様式第16により作成した用紙として使用することができる。

附 則(令和3年3月31日規則第50号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月28日規則第105号)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の様式第6又は様式第7の規定による許可証は、それぞれ改正後の様式第6又は様式第7の規定による許可証とみなす。

様式第1(第2条第1項関係)

一般廃棄物(ごみ)処理申込書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

住 所

氏 名

電 話

次のとおり一般廃棄物の処理を申し込みます。

処理の目的物	ごみ・燃えがら・その他()		
収集希望回数	定期・臨時・自家搬入		
推定排出量	キログラム		
※ 処理事項欄	収集回数	定期・臨時・自家搬入	
	排出量	キログラム	
	手数料	円	
	開始年月日	年 月 日	
	環境事業所長		受付

※印欄は書かないでください。

(付近見取図)

N



様式第2(第2条第2項関係)

NO. _____

一般廃棄物（し尿）処理申込書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

住 所 屋号
 ふりがな
 氏 名 電話

次のとおりし尿処理（開始・変更・停止）を申し込みます。

区 分	一般家庭 —— 普通住宅・文化住宅・アパート				
	事業所 —— 店舗・事務所・工場・遊戯場・その他（ ）				
使用開始年月日 変更・停止		年 月 日		便所の種類	
変更・停止の理由		落し便所・無臭トイレ・簡易水洗			
使用人員	開始・停止	人	開始の場合		変更・停止の場合
	変 更	人から人	前居住者名	門標番号	使用者コード
					. .

附近の地図
 (開始の場合)

備 考：



様式第2の2(第2条の3関係)

廃棄物管理責任者選任届

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

事業者 住所
 氏名

電話

(法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)

東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第11条第2項の規定により
 特定事業者における廃棄物管理責任者を次のとおり選任したので届け出ます。

事業所の所在地		
業 種		
廃棄物管理責任者	管理責任者の職名、氏名、連絡先及び電話番号	
	選任年月日	
前任者	職名及び氏名	
管理責任者変更理由		

様式第2の3(第2条の4関係)

(宛先) 東大阪市長

一 般 廃 棄 物 減 量 計 画 書

事業者住所
氏名
電話

年 月 日

東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第11条第3項の規定により、次のとおり提出します。

(法人にあつては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業の概況		年度区分	前年度(4月~3月)実績				当年度(4月~3月)計画				対前年度比			
			A 処 理 区 分		D 処 理 区 分		E 再 生 利 用 量		F 廃 棄 物 処 理 量		再 利 用 率 E/D %	(D-A) トン	(E-B) トン	(F-C) トン
業 種	事業所(土地・建物)の所有者名	種 類	発生量	B 再生	C 廃棄物	再 利 用	発生量	E 再生	F 廃棄物	再 利 用	(D-A)	(E-B)	(F-C)	
所有者住所	事業所敷地面積 m ²		ト ン	利用量	処 理 量	率 B/A %	ト ン	利用量	処 理 量	率 E/D %	ト ン	ト ン	ト ン	
事業所(土地・建物)の所有者名	事業所敷地面積 m ²	一 般 廃 棄 物	ダンボール											
所有者住所	事業所の延べ床面積(小売業は延べ店舗面積) m ²		雑 誌											
従業員数 人(内アルバイト・パート)	従業員数 人(内アルバイト・パート)		新 聞											
小売業は1日の来客数、旅館及びホテルは客室数、病院はベット数、学校は生徒数 人	小売業は1日の来客数、旅館及びホテルは客室数、病院はベット数、学校は生徒数 人		O A 用 紙											
排出される廃棄物の種類 処 理 業 者 名	排出される廃棄物の種類 処 理 業 者 名		そ の 他											
			紙 類 小 計											
			厨 芥 類 (茶 が ら、残 飯 等 生 ご み)											
			そ の 他 ()											
			小 計											
			一 般 廃 棄 物 合 計											
再生資源の種類 資源回収業者名	再生資源の種類 資源回収業者名	そ の 他	び ん 類											
			か ん 類											
			プ ラ ス チ ャ ッ ク 類											
			そ の 他 ()											
			小 計											
廃棄物管理責任者 職名 氏名	2 今後の取組	3 前年度と比べ増減した理由												
1 ごみ減量及び再利用の現況														

様式第3(第3条第1項関係)

一般廃棄物収集運搬業（許可・許可更新）申請書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

住所

氏名

電話

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条 第1項 の規定により、一般廃棄物収集運搬業の 許可 第2項

許可の更新 を受けたいので次のとおり申請します。

住所	
氏名	
(年 月 日生)	
(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
営業所の所在地及び名称	
取扱廃棄物の種類	ごみ・し尿・浄化槽汚泥・その他 ()
事業内容	
車両、器材の種類及び数量	
従業員の数	人

様式第4(第3条第1項関係)

一般廃棄物処分業（許可・許可更新）申請書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

住所

氏名

電話

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条 第6項 第7項 の規定により一般廃棄物処

分業の 許可 を受けたいので次のとおり申請します。
許可の更新

住所	
氏名	
	(年 月 日生)
	(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
営業所の所在地及び名称	
取扱廃棄物の種類	ごみ・その他 ()
事業内容	
車両、器材の種類及び数量	
従業員の数	人

様式第5(第3条第2項関係)

変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

住所

氏名

電話

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で許可を受けた

について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の
規定により、変更の許可を受けたいので次のとおり申請します。

項 目	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 内 容			
変 更 予 定 日	年 月 日		
変 更 理 由			

様式第6(第4条第1項関係)

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者の氏名）

第7条第1項
第7条第2項
第7条の2第1項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の規定により、次のとおり

許可
許可を更新 する。
変更を許可

営業所の所在地及び名称		
事業の範囲	取扱廃棄物の種類	
	事業内容	
処 理 料 金		
営 業 許 可 期 間		
条 件		

第 号
年 月 日

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

第7条第6項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第7項 の規定により、次のとおり
第7条の2第1項

許可
許可を更新 する。
変更を許可

営業所の所在地及び名称		
事業の範囲	取扱廃棄物の種類	
	事業内容	
営業許可期間		
条 件		

様式第8(第6条関係)

東大阪市長
変更事項等届出書

印

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

住所

氏名

電話

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で許可を受けた の(廃止・変更)について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止	廃止の範囲			
	廃止日	年 月 日		
変更	項目	事項	変更前	変更後
	変更内容			
	変更日	年 月 日		
	変更理由			

様式第9(第7条第2項関係)

許可証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

住所

氏名

電話

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

許可証を（亡失・き損・汚損）したため、東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、許可証の再交付を受けたので次のとおり申請します。

許可年月日及び番号

年 月 日

第 号

様式第10(第8条関係)

第 号

業務停止命令書

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け

第 号で許可した

について

は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3の規定により、次のとおり業務の停止を命ずる。

1 停止を命ずる事項

2 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 停止を命ずる理由

年 月 日

東大阪市長

印

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大阪市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大阪市長を被告として（訴訟において東大阪市長を代表する者は東大阪市長となります。）大阪地方裁判所に対して提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第11(第8条の2関係)

許 可 取 消 書

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で許可した について

は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により、次のとおり許可を取り消す。

1 取消事項

2 取消事由

年 月 日

東大阪市長 印

(教 示)

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大阪市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大阪市を被告として（訴訟において東大阪市を代表する者は東大阪市長となります。）大阪地方裁判所に対して提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第12(第10条第1号関係)

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務実績報告書（ 月度）

年 月 日

（宛先）東大阪市長

住所

氏名

電話

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

年 月の業務実績を東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則第10条第1号の規定により、次のとおり報告します。

取扱廃棄物の種類				実働延人数	人			
契約事業所数				稼働延車両	台			
収集運搬車両の保有台数	種別	積載量	台数	仕様	備考			
廃棄物の種類	収集運搬量	処分量					備考	
		自己施設			東大阪市の施設			
		焼却	埋立	その他	焼却	埋立		その他

様式第13(第10条第2号関係)

一般廃棄物（し尿）収集運搬業務実績報告書（ 月度）

年 月 日

（宛先）東大阪市長

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電話

年 月の業務実績を東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則第10条第2号の規定により、次のとおり報告します。

収集運搬先 町名	収集運搬内容						搬入処理場		備考
	世帯数	量	員数 世帯数	制 量	従 量	制 量	量	延台数	

様式第14(第10条第3号関係)

（宛先）東大阪市長

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電話

年 月 の業務実績を東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則第10条第3号の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類		許可の年月日及び許可番号												
取扱廃棄物の種類	委託者（排出事業者又は処分業者）			処 分			受 託 者							
	許可番号	氏名又は名称	住 所	受託量	処分場所	処分方法	処分量	許可番号	氏名又は名称	住 所	委託内容	委託量		

様式第15 削除
様式第16(第13条第2項関係)

し尿処理手数料免除申請書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

住 所	文化・アパート	
フリガナ	電話番号	
氏 名	()	

東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則第13条第2項の規定により、次のとおりし尿処理手数料の免除を受けたいので申請します。

- 理 由 1 災 害
- 2 その他 ()

様式第17(第13条第3項関係)

住 所
氏 名

し尿処理手数料免除承認書

先般、申請のありましたし尿処理手数料の免除について、次のとおり承認したので通知します。

免 除 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
-----------	-----------------

年 月 日

様式第18(第13条第3項関係)

東大阪市長 印

住 所
氏 名

し尿処理手数料免除不承認書

先般、申請のありましたし尿処理手数料の免除について、審査の結果、不承認となりましたので通知します。

理 由	
--------	--

年 月 日

東大阪市長 印

(教 示)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大阪市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大阪市長を被告として（訴訟において東大阪市長を代表する者は東大阪市長となります。）大阪地方裁判所に対して提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。